

## 外国人技能実習生にも労働基準関係法令が適用されます

日本国内で就労する限り、国籍を問わず、原則として労働基準法、最低賃金法等関係法令（以下「労働基準関係法令」といいます。）が適用されます。

外国人技能実習生の法的保護の強化を図るため、「出入国管理及び難民認定法」が改正され、技能実習生は入国1年目から労働基準法上の労働者として、労働基準関係法令が適用されます。

- ・技能実習生の労働基準関係法令の適用と関係法令について
- ・長崎県の最低賃金について
- ・「外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援」と「外国人雇用状況の届出制度」について

### （参考）外国人技能実習生に係る送検事例（長崎労働局管内）

#### 事例1 平成22年9月、縫製業者及び代表取締役を送検

技能実習生5名に対する6カ月間の合計2,309時間の時間外労働及び360時間の休日労働に関し、時間額400円しか支払わず法定の割増賃金額を支払わなかったもの（労働基準法第37条違反）。

臨検監督を実施したところ労働基準法違反が認められたが、代表取締役は、行政からの法違反の指摘を免れるべく技能実習生に対し口止めを行い、また時間外労働と休日労働の時間数及び割増賃金額を賃金台帳に記載せず、別のノートで管理していたことが判明したものの。

#### 事例2 平成23年10月、縫製業者、実質的な代表者及び責任者を送検

技能実習生6名を含めた労働者合計15名に対する7カ月間の賃金総額約1,434万円を毎月の所定支払日に支払わなかったもの（最低賃金法第4条違反）。

実質的な代表者は、技能実習実施機関である被疑会社に対し、技能実習が実施計画に基づき適切に実施されるように指導する立場にある監理団体の理事長。

#### 事例3 平成24年6月、縫製業者及び実質的な代表者を送検

技能実習生9名を含めた労働者合計27名に対する9カ月間の賃金総額約2807万円を毎月の所定支払日に支払わなかったもの（最低賃金法第4条違反）。

- ・全国における技能実習生の労働条件確保のための監督指導及び送検の状況